

運動療法実施から 医療費控除申請書類に関する流れ

処方箋の提出

- ピーウォッシュのフロントで、専用の処方箋を受け取ります。
- かかりつけ医にピーウォッシュで受け取った処方箋を記入してもらい、フロントへ提出する。
- 処方箋提出月から適用開始となります。

運動実施

- 運動開始 1 回目に健康運動指導士と運動内容の確認をします。
- 概ね週 1 回・8 週以上継続する。気になる事があれば、都度確認をおこないます。

実施証明書送付

- 適用期間分の証明書と領収書を、1 月中にご自宅へ送付します（領収書の再発行は行えません、紛失にご注意ください）。
- 確定申告書類として、ご利用ください。
- 適用期間は、処方箋を提出した年の1月～12月です。

処方箋の提出

- 翌年も継続して運動療法を継続する場合、改めて処方箋の提出が必要となります。
- 実施証明書の送付と一緒に、処方箋をお送り致します。（送付前に処方箋が必要な場合は、フロントまでお越しください）
- 1 月から適用させたい方は、1 月中に処方箋の提出をお願いします。

注意点

- 1 回の利用料を 10,000 円以下にする為、レギュラーA 会員は月 2 回以上の利用が必要です。
- 休会等、利用の無かった月は適用されません。
（インビテーションカードでの利用は、1 回に含みません）